

A Historical Study on the Textbook on Gymnastics in the Early Meiji Era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/332

明治 9 年敦賀県指定『小学入門読本附體操畧解』 (明治 8 年刊行)について

大久保英哲・野中由美子

A Historical Study on the Textbook on Gymnastics in the Early Meiji Era

Hideaki OKUBO · Yumiko NONAKA

緒 言

幕末から明治 10 年代にかけて、我が国に導入・紹介された体操は、三つの系譜を持つ。第一は、幕末からの洋式軍隊の創設とともに導入された、軍隊式体操の系譜である。日本人兵士の軟弱な体格・体力が問題視され、その改善のための基礎的訓練の一部として重視された。この軍隊式体操の系譜に位置する体操書としては、『木馬之書』¹⁾、『新兵体術教練』²⁾、『体操教範』³⁾等がある。また、軍隊式体操を学校体操に用いた『体操書』、『小学必携体操図解』等もこれに属する⁴⁾。

第 2 は、文部省及び政府管轄の諸学校において採用され、健康維持や気晴らしの目的で行われた体操の系譜である。健康と気晴らしの観点から体操が初めて導入されたのは、南校である⁴⁾。南校では明治 5 (1872) 年に「運動所」が設置され、ドイツの原書翻訳によって、室内で行う体操として「樹中体操法図」が作られた。文部省もアメリカの原書翻訳による独自の体操図を作り、また南校の体操図にも着目し、学制頒布後の明治 6 年、「毎級体操ヲ置ク体操ハ 1 日 1, 2 時間ヲ以テ足レリトス樹中体操法図東京師範学校板体操図等ノ書ニヨリテナスベシ」⁵⁾と、初めて小学校において行う体操の内容とその分量を示した。文部省はこれらの教科書の翻刻を奨励したために、各地でこれらが多数出版

されたり、或いは類書が作製されることになった。この二つ目の系譜に位置する体操書には、上述の「樹中体操法図」、『東京師範学校板体操図』(『体操図』)⁶⁾、『体操図解』等がある⁸⁾。

第 3 は、衛生面から重視された体操の系譜である。科学的、医学的な観点から、健康のための体操の必要性が説かれている。開成学校（南校の後身）では、「生徒養生法」⁷⁾が定められ、健康であるための具体的方法が衣食住の広範囲にわたって示された。その中には水泳や体操の必要性も述べられている。しかし、こうした観点による体操書までは、編纂されていない⁸⁾。

これらの体操書は、既に『体育・スポーツ書解題』⁹⁾に示されているとおりである。

ところで、『福井県教育百年史』¹⁰⁾及び『福井市宝永小学校百年史』¹¹⁾、『福井市豊小学校百年史』¹²⁾には明治初期に使用された教科書として『小学入門読本附體操畧解』が記述されている。しかしながら、「體操畧解」部に着目して体育史的観点からの検討を加えた記述まではなされていない。また、上述の『体育・スポーツ書解題』及び、明治期に出版された教科書を概観している『日本教科書大系(近代編)』¹³⁾においても、この書については取り上げられていない。

従って、本研究では、『小学入門読本附體操畧解』の体操の内容を、明治初期の代表的な体操書である「樹中体操法図」、『体操書』、『体操図解』、『小学心携体操図解』との比較対照によって検討し、この体操内容が先に述べた三つの体

操系譜のいずれに属するのか、その原典が何であつたのかを明らかにし、体育史的位置づけを試みる。

I 『小学入門読本附體操署解』書誌

本書は、大きさ約縦21.8cm×15.2cm、全39丁からなる、木版印刷による和綴じ本である。表題のページには次のように記されている。

「村田與平図解」

小学入門読本 附體操署解

京都書林 一酉樓 津逮堂合梓」

次のページには「目表」として、次のような目次が記されている。また、各内容の分量(枚数)は以下のとおりである。

- ・三體伊呂波掛図 2頁
- ・五十音掛図 3頁
- ・加算九九之図、乘算九九之図 1頁
- ・単語図 第一至第八每図署解附 33頁

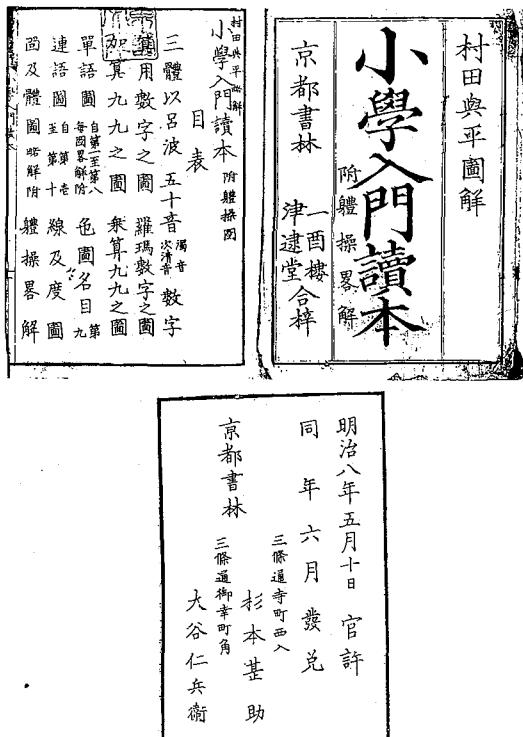


図1 『小学入門読本附體操署解』の表題・目次・奥付

- ・線及度掛図 1頁
- ・面及體掛図 8頁
- ・連語図 自第壱至第十 10頁
- ・色図名目 第九、色図署解 4頁
(間に彩色の施された色図が挿入 頁なし)
- ・體操署解 13頁

また、奥付には、

「明治八年五月十日 官許」

同年六月 発兌

三條通寺町西入

京都書林 杉本甚助

三條通御幸町角

大谷仁兵衛」

の記述がみられる。(図1参照)

すなわち、この書は五十音や九九等の掛図を読本の形に編纂して印刷したものである。1冊で体操も含めた全ての教科の学習ができるように工夫されている。このような体操を含んだ教科書や入門書の類は、明治10年代には一般的であったという¹⁴⁾。

II 『小学入門読本附體操署解』の全国及び福井県における使用状況

明治5(1872)年の学制以降、各地に小学校が設置され、欧米の教育内容を手本として近代教育が展開された。この当時用いられた代表的教材が「掛図」であった。これは、文部省が地方での翻刻・出版を許可したために、全国に急速に普及したといわれている。「掛図」には「五十音図」、「単語図」、「連語図」、「数字図」等があったが、これらが後に一冊の教科書としてまとめられるようになる。こうしてできた教科書のひとつが小学読本類であった。代表的なものに文部省指定『小学読本』があげられる。これらは小学校の初等段階において使用されたといわれており、『小学入門読本附體操署解』も書名の性格から、おそらく同様であったとみられる¹⁵⁾。

さて、この『小学入門読本附體操署解』は福井県ではどのように使用されていたであろう

か。明治 9（1876）年「敦賀県教育規則」では、その「小学規則」の中で各学級の教科目をあげ、使用する教科書を示している。それらの中には、東京師範学校編纂「五十音図」、「伊呂波図」等、敦賀県編纂「越前地誌略」¹⁶⁾、「若狭地誌」¹⁷⁾等と並んで『小学校入門読本附體操畧解』が含まれていた¹⁸⁾。また、同規則中の下等小学校規則第八級には、体操は「毎時十分ノ放課時間ニ於ケルモノトス」¹⁹⁾と示され、授業間の休み時間に10分程度、教室内や廊下、屋外等で行われていたようである¹⁸⁾。

この体操の実施状況からみると、当時、体操は気晴らし程度のものであつただろうと推測される。

III 「樹中体操法図」との比較

1 「樹中体操法図」

「樹中体操法図」は、前述のように明治 6（1873）年 5 月、文部省が公布した「改正小学教則」において指示された 2 つの体操参考書のひとつである。これは明治 5 年、南校で作られた一枚の図で、原典はドイツの医学者シュレーバー（Daniel Gottlob Moritz Schreber, 1808~1861）が 1855（安政 2）年に著した「Aerztliche Zimbergymnastik oder System der ohne Gerät und Beistand überall aufführbaren heilgymnastischen Freiübungen als Mittel der Gesundheit und Lebenstüchtigkeit für beide Geschlechter und jedes Alter.」（医療的室内体操、即ち男女老若を問わず健康と生活活動の手段として器械並びに帮助者なしに、随所で実践できる医療的徒手体操の体系）の付録の翻訳である。「樹中体操法図」は、児童を対象として作られたものではなく、成人または上級学生を対象としたものである²⁰⁾。文末の注によれば、学業成就、立身出世のためには健康が重要であり、そのための体操の必要性が説かれている。体操の種類としては、室内で行う 45 種の運動が示されており、それぞれの体操は、上中下の三段階の回数に分けられている。上段は

この体操を初めて行う場合の回数であり、中段は体操を始めて 2 週間後、下段は 8 週間後の回数である。運動は上肢の運動が最も多く、下肢と胴体の運動がこれに次いでいる。運動方法は、漢字羅列により表現されている。運動の図は、45 種それぞれに 1 図ずつ、洋服を着た成人男性がモデルとなって描かれている²¹⁾。

2 「體操畧解」との類似点・相違点

（1）運動の内容

「體操畧解」「樹中体操法図」両者とも、上肢の徒手的運動を中心とし、次いで下肢、胴体、道具を使った運動が含まれている点で類似している。「體操畧解」は 44 種類、「樹中体操法図」は 45 種類であるが、全く同じ運動が 25 種類存在する。しかし、前述のように「樹中体操法図」が、運動の回数を上中下三段階に分けて示しているのに対し、「體操畧解」は、回数を指定しているものが 14 種、残りは回数が示されていない。「體操畧解」と「樹中体操法図」の回数はほとんど一致する点がみられないが、「體操畧解」の回数は、「樹中体操法図」の上段から中段の強度に位置する。

また、両者の異なる運動としては、「樹中体操法図」に手首、掌の摩擦、足首の運動があるのに対し、「體操畧解」にはないこと。また、最大の相違点は、「樹中体操法図」に「左右接頭支脇呼吸」として呼吸運動が示され（図 2 参照）、こ



図 2 「樹中体操法図」呼吸運動

れは毎日必ず4、5回行うことを特別に注の中で示す²¹⁾ほど重要とされているのに対し、「體操畧解」の中には呼吸運動はひとつも示されていない点である。

(2) 用具

a 棒

「體操畧解」第三十四図、三十五図と「樹中体操法図」第三十四図、三十五図、四十四図に用いられている棒は、大きさ・形状等はほぼ同様である。「體操畧解」においては、「杖」と記述されているが、「樹中体操法図」には棒について記述ではなく、図中に棒の使用が示されているのみである。両者の第三十四図は、棒を両手で持ち腕の上下運動を行う同一の運動である。また、「體操畧解」の第三十五図と「樹中体操法図」の第四十四図は共に棒を手に持って跨ぎ越す運動である。しかし、これに加え「樹中体操法図」には、棒を背中に当て、両肘を掛け、そのまま

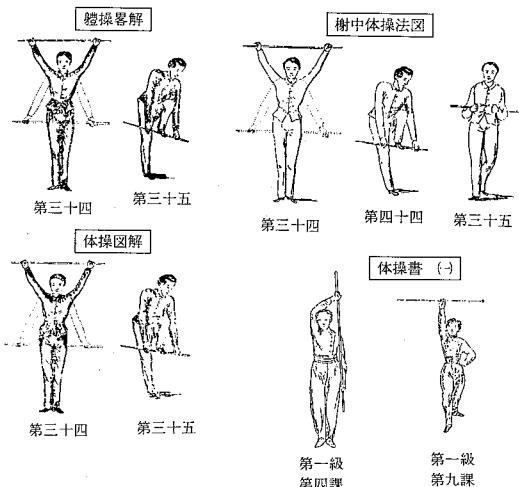


図3 棒(杖)を使用する運動

の姿勢で10~15分間歩くという運動が含まれている。これは「體操畧解」には見られない。(図3参照)

b 机

「體操畧解」第三十七図、三十八図と「樹中体操法図」第四十二、四十三図に用いられている机は、ほぼ同様である。しかし、「體操畧解」には「机又ハ持コタヘルスル傍ニ立チ……」と体を支持することのできるものならば机にこだわらないことが示されている。「樹中体操法図」にはこのような記述はみられず、図示されていっているのみである。



図4 机を使用する運動

運動方法は、「體操畧解」、「樹中体操法図」共に、机に手を置いて立ち、脚を前後左右へ投げ出す運動である。(図4参照)

c 棒及び縄、むしろ

「體操畧解」には、前述の「棒」と「机」のほかに、もう一種の身長と同じくらいかやや長い棒及び縄の使用が示されている。棒は、地面に立てるようにして持ち、手で支えながら向う側へ飛び越える運動である。(図5参照)また、縄を使った運動は、縄を輪にして上から吊し、それに懸垂して前後に体を揺らす運動(図6参照)と、輪の部分に腰掛け、ブランコのように前後に揺らす運動(図7参照)の2種類が示されている。この縄を使った2種類の運動を「不

落離児（ブラリコ）と称している。

以上のような運動は、「樹中体操法図」には含まれていない。

また、逆に、「樹中体操法図」には最後の第四十五図に、「側臥左右反転」という横臥状態で体を反転させる運動（図8参照）が含まれている。

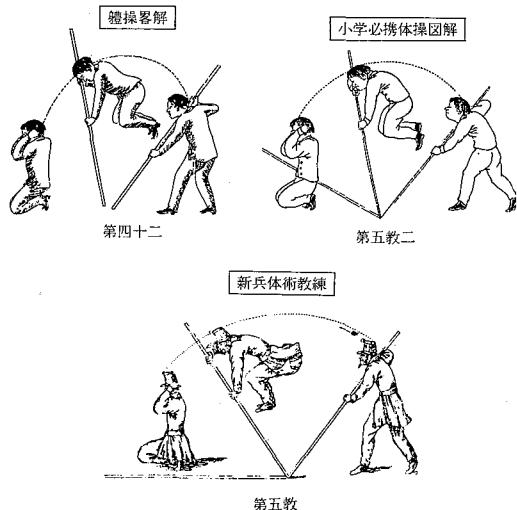
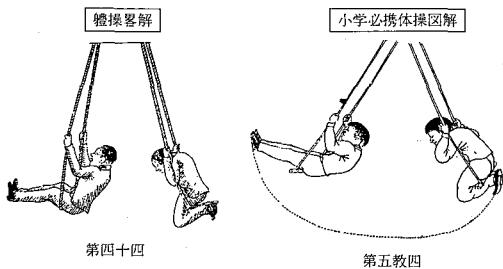


図5 棒（棹）を使用する運動



第四十四 第五教四

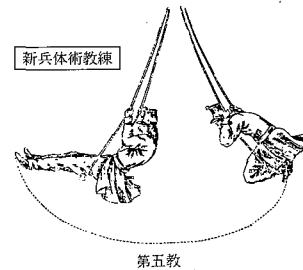


図7 ブラリンコ（ブランコ）の運動



第四十五

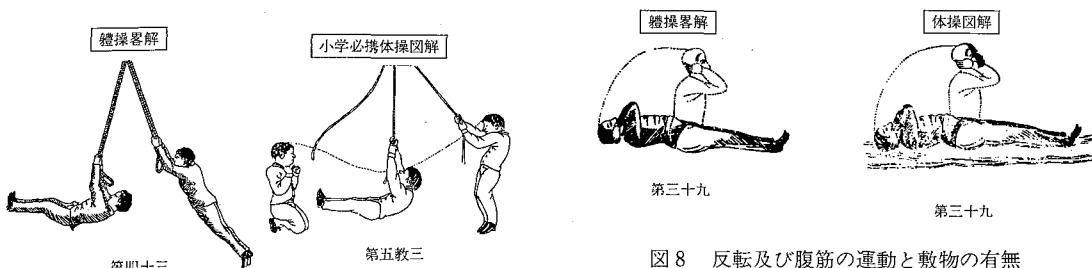


図6 縄にぶら下がる運動

これは、むしろ状の敷物の上で行っている。この敷物は「體操図解」には使用されていない。

(3) 記述方法

「樹中体操法図」にはその体操を行う目的や効果を示した350字程度の解説文がみられるのに対し、「體操図解」にはみられない。

さらに、「樹中体操法図」は、例えは「両手左

右投伸」というように、漢字羅列の表現によって運動の内容が記述されている。これは「樹中体操法図」が原著を翻訳する際に、「名称の簡単化」²⁰⁾を意図して直訳、意訳を行ったものである。これに対し、「體操図解」は「……スペシ」や「……スルナリ」というように短い漢字仮名混じりの文章によって運動方法が記述されている。これは「體操図解」が小学校生徒にも理解

しやすいように工夫した現われであると思われる。

(4) 図

図は「體操畧解」、「樹中体操法図」両者ともほぼ同一人物とみられる洋装の成人男子一人をモデルにしている。また各運動図の輪郭も、体や手、脚等の点線を用いた移動の表現方法も全く同一である。「體操畧解」は、わずかに洋服の陰影やしわの部分が精密に描かれており、また、顔の形や髪型が異なっている。すなわち、「體操畧解」の図は「樹中体操法図」の図を模写したものか、或いは模写が繰り返されたものであるとみることができる。

V 「体操書」との比較

1 「体操書」

『体操書』は明治7年、石橋好一がフランスのベルニュ (C. Vergnes) の著 Manuel de Gymnastique「体操手引」(1872) を訳したものと文部省が学校体操用として出版したものである。卷之1 小学校之部第1編 9歳以下 (明治7年7月 49丁), 卷之2 小学校之部第2編 9歳より11歳 (明治7年7月 56丁), 卷之3 小学校之部第3編 11歳以上 (明治7年7月 65丁) の三冊は徒手、手具、器械体操と行進を段階的に示し、卷之4 小学校之部第3編之続 小隊練法 (明治7年7月 46丁), 卷之5 中学校之部第1編 12歳以下は小学校に準ずる事を指示、第2編 12歳より15歳は高度の器械体操を課し、小学師範学校之部は小学校教員養成課程を対象にミル²²⁾及び器械体操を指示 (明治8年1月 56丁), 6冊目は「付録」として「体操器械の製作及び保護の法」(明治8年1月 21丁) を示している²³⁾。徒手的な体操から、手具、器械を使った運動、さらには連隊の方法が示されている。

2 「體操畧解」との比較

(1) 運動の内容

『体操書』は、フランスの体操書を原典としている。各運動種目を「第〇挙動」とし、その運動を解説している。『体操書』と「體操畧解」は共に徒手的な体操を採用しているが、その方法は異なる。また、『体操書』には「體操畧解」と同様な短い棒を使った運動もあるが、その運動形態はやはり異なる。(図3参照)

『体操書』にみられる隊列行進や方向転換の隊列運動も、「體操畧解」にはみられない。さらに、器械を使った運動も、その器械の種類や種目が「體操畧解」よりもはるかに多い。

(2) 用具

上述のように、『体操書』では、「棒」、「環」(吊り環)、「梯」(梯子)、「綱」(上から吊している綱)、「梁(はり)」、「手摺(てすり)」、「棹(さお)」、「釣木(つりき)」、「ミル」等その他多くの器械が使用されている。(図9参照)これらは「棒」を除いて「體操畧解」には見られない。

(3) 記述方法

『体操書』は、全体が文章中心に構成され、図はわずかである。「……する法」と運動の方法が示され、次いで教師の号令のかけ方(「気ヲ著ケー」、「直レー」等)や、号令とともに生徒が行う動作が示されている。このような記述が全

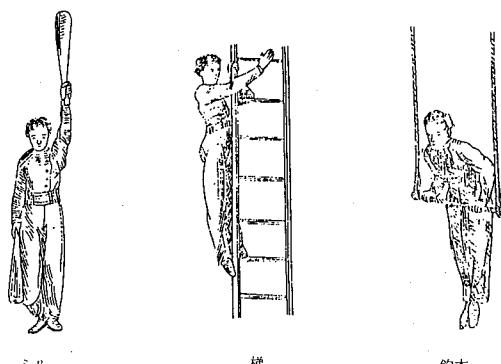


図9 『体操書』中に使用されている用具(一部)

6冊にわたっており、やや煩雑である。これはフランスの原書を翻訳したためであろう。これに対し「體操畧解」は、漢字仮名混じりの簡潔な文章と図で運動の解説がなされている。

(4) 図

「體操畧解」は、ひとつの体操につきひとつのみ示されているが、『体操書』では図がなく、文章のみで示されているものが多い。先に述べたように、教師の号令のかけ方を中心として動作の構成が定められている。

「體操畧解」の図のモデルは日本人のように見えるが、『体操書』はおそらくフランス人であろう。服装も異なる。(同じ軍隊式体操でも、「新兵体術教練」の服装とも異なっている。)(図3, 7参照)以上のように、「體操畧解」と『体操書』には共通点はほとんど見られない。従って両者の間の関係はないとしてよい。

VI 「体操図解」との比較

1 「体操図解」(天野皎編)

ここでとり上げる『体操図解』は、明治7(1874)年11月、天野皎によって編纂されたものである。このほかに、城谷謙著の『体操図解』²⁴⁾もある。これは、明治9(1876)年2月に著されたものである。「體操畧解」の出版が官許された明治8年よりも後であり、同じ原典を用いているとも考えられるが、本稿では検討できなかったため、以下、天野皎編『体操図解』との比較・検討を行っていく。

さて、この『体操図解』²⁵⁾は直立整頓から始まり、腕、体、脚、頭の順に26種の徒手体操が示されている。さらに、付録の部分を含めると40種の体操が示されることになる。これらの運動は「樹中体操法図」を参考にしたものである²⁶⁾。付録中の14種の体操は「別段順序ハナシ」とされ、順不同で行ってもよく、また一つの体操について、例えば「八回乃至十二回まで」等と回数の選択ができるように指示されている。

2 「體操畧解」との類似点・相違点

(1) 運動の内容

「體操畧解」第一図から第四十図までと『体操図解』第一図から第四十図までの運動は全く同じものである。その順序までも同様である。直立して正しい姿勢をつくる運動に始まり、次いで腕、胴、脚、頭の順に徒手体操が並んでいる。回数が指定されている運動については、その回数もほぼ一致している。

ただし、「體操畧解」の第四十一図から第四十三図の運動は、『体操図解』には示されていない。この四つの図は、手の反動を使って幅跳びのように向う側へ飛び越す運動(図10参照)及び長い棒や縄を使った運動である。(図5, 6, 7参照)

(2) 用具

短い「棒(杖)」を持ち、腕を上げ下げする運動とそれを跨ぎ越す運動(図3参照)及び、机に腕支持をして立ち、脚を前後左右に投げ出す運動(図4参照)は、「體操畧解」、「体操図解」両者に含まれている。しかし、「體操畧解」第四

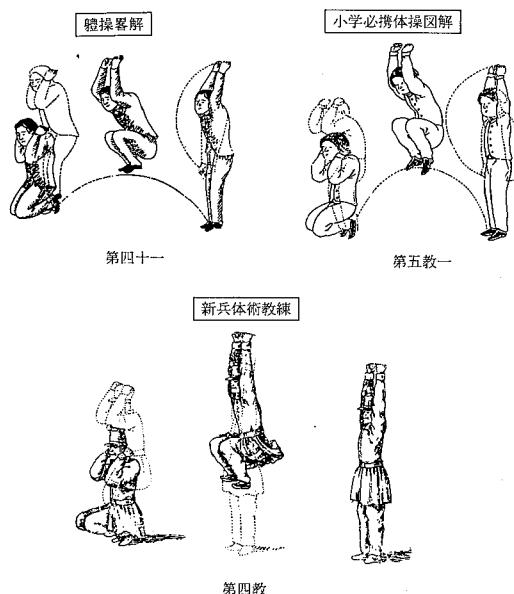


図10 跳躍の運動

十二図から第四十四図の運動である、長い「棒」を使って向う側へ飛び越す運動や縄に懸垂したり、腰掛けてブランコのように揺らす運動は、「体操図解」にはみられない。

また、両者の第三十九図にある、仰向けに寝て、上半身を起こしたり寝かせたりする腹筋運動（図8参照）をみると、「体操図解」では下にマット状のものを敷いているのに対し、「體操畧解」では何も敷いていない。

（3）記述方法

『体操図解』は、はじめに「体操図解例言」として、この体操を行う目的、方法等が述べられている。その内容はおよそ次のとおりである。
一、体操は心身の健康のためには不可欠である。その体操の方法は極めて多いけれども、鞦韆等の器械を使うものは、難しく危険で且つ不便であるため、ここでは室内や狭い庭でも行うことのできる体操を示す。

一、体操には、本来一定の順序はないが、学校等において多くの生徒を一斉に動かすには、順序があったほうが便利である。よって、順序を設けたが、図中の体操を選択して行ってもよい。
一、体操の回数も便宜的に指定したが、12回のところを30～50回行ってもよい。

一、体操は、過度に行うとよくないため、12回という回数は平均的な回数である。しかし、その回数の増減は個人が考慮するのがよい。

一、学校では多くの人数で行うので、混雑しないようにすることが必要である。

一、体操は、手から体、足の運動へと移るが、各種類において一段落するので、次の種類の運動に移るときは、「用意せよ」或いは「気を付け」等の号令をかけ、次いで次の運動を生徒に告げるのがよい。

以上のように述べられているが、「體操畧解」にはこのような記述はない。「體操畧解」は『体操図解』と運動の内容が酷似しているが、鞦韆等の運動が含まれている点が異なっている。

次に、図の横に記述されているそれぞれの運

動の解説であるが、『体操図解』の①「樹中体操法図」と同様の漢字羅列の方法（「樹中体操法図」と全く同様の運動には同一名称がつけられている）と、②漢字羅列を簡潔な文章で書き直した解説、さらには、③その運動を詳しく10行くらいに渡って解説したもの3通りを一箇所にまとめて記している。③の詳しい解説の部分には、運動の回数及び号令のかけ方も示されている。この号令は、教師用であると思われる。従って、指導書の役割も果たしているとみられる。これに対し「體操畧解」は、『体操図解』の解説の部分を幾分簡潔にし、号令を省いている。それぞれの運動の解説は、『体操図解』とほぼ同様である。

（4）図

「體操畧解」と『体操図解』に描かれている図は、酷似している。両者が同様ものから模写されたか、或いは一方がもう一方を模写したかのようでもある。体の輪郭、洋服の形はもちろん、顔の表情や足もとに付けられている影の部分までほぼ同様である。ただし、先にも述べたように、両者の第三十九図の下に敷かれているマット状のものの有無のみが異なっている。

VII 『小学必携体操図解』との比較

1 『小学必携体操図解』

『小学必携体操図解』²⁷⁾は、田辺良輔が明治元（1868）年に刊行した『新兵体術教練』を発展させ、南校出版の「樹中体操法図」の中の多くの体操をもりこんで著したものである。この『小学必携体操図解』は、小学校生徒の保健養生に役立たせることをねらいとし、田辺良輔が紹介・実践した軍隊式体操を小学生向きにアレンジして出版したものである²⁸⁾。51種の体操を第一教から第五教に分けて図示し、解説している。体操は『新兵体術教練』と「樹中体操法図」の中の徒手的な体操、及び器械を使った体操が含まれている。

2 「體操畧解」との類似点・相違点

(1) 運動の内容

『小学必携体操図解』は「姿制」（直立の姿勢）に始まり、頭、腕、脚、胴の順に徒手的な体操、最後に跳躍、縄の運動の順序で示されている。徒手的な運動については、『新兵体術教練』と「樹中体操法図」の中からとり入れられている。最後の跳躍運動や長い棒及び縄を使った運動は、『新兵体術教練』中から小学校生徒向けに選択されたと思われ、また図はその対象を兵士風の人物から小学校生徒に変えている（図 7 参照）。跳躍の運動（図 10 参照）は『新兵体術教練』では、運動の方法が文章で示されているが、『小学必携体操図解』ではこの運動を「飛揚（ヒヤウ）（トビアガリ）」と称し、さらに同じように文章で解説が加えられている。長い棒を使った運動（図 5 参照）は、『新兵体術教練』では「棹飛びの法」と称し、図でその方法が示されている。『小学必携体操図解』では「棹飛（タウヒ）（サオトビ）」と称し、図と文章による解説が示されている。また、縄を使った運動であるが、これは 2 通りあり、①上から吊された縄に懸垂し、足を地面から離して前へ移動した後、手を放して飛び降りる運動（図 6 参照）と、②縄に腰掛けてブランコのように前後に揺らす運動（図 7 参照）である。①は、『小学必携体操図解』では「縄飛（ツナトビ）」と称されているが、『新兵体術教練』にはない。②のブランコの運動は『新兵体術教練』では「ブラリンコする法」と称し、図示されているのみである。『小学必携体操図解』では「不落離子（ブラリンコ）」と漢字とカナで表し、図と文章による解説が示されている。さて、「體操畧解」と『小学必携体操図解』中の「樹中体操法図」を参考にしたとみられる徒手体操は、同一である。つまり『新兵体術教練』を参考にした徒手体操は、「體操畧解」にはみられない。また、両者の最後に示されている用具を使った運動もほぼ同一である。しかし、一つだけ異なる点は、縄飛びの部分である。『小学必携体操図解』では縄を最後に放して飛

び降りているのに対し、「體操畧解」では手を離さず「不落離児ヲナスナリ」と示されている（図 6 参照）。この運動は『小学必携体操図解』では縄飛であるが、「體操畧解」ではブランコである。

(2) 用具

「體操畧解」、『小学必携体操図解』両者とも、ほぼ同一の用具が使用されている。「樹中体操法図」に示されていた短い棒、及び長い棒（「體操畧解」では「棒」、『小学必携体操図解』では「棹」と称している）、縄である。

両者の用具のうち、若干相違が見られるのは縄である。縄に懸垂して行う運動では、「體操畧解」の縄が輪になっているのに対し、『小学必携体操図解』では一本の縄である（図 6 参照）。また、ブランコをする運動では、「體操畧解」が縄の輪の部分に腰掛けているのに対し、『小学必携体操図解』は腰かける部分に短い棒が付けられている。『小学必携体操図解』が参考にしている『新兵体術教練』にも同様の棒が付けられている。（図 7 参照）

(3) 記述方法

「體操畧解」は先にも述べたように、その前置きの部分はない。しかし、『小学必携体操図解』では、はじめに目次として、第一教から第五教に分けられた体操の順序が示されている。

また、解説の方法は、「體操畧解」は漢字仮名混じりの文章で運動の方法が記されているのに対し、『小学必携体操図解』は「樹中体操法図」と同様の漢字羅列の方法以外に、小学校生徒にも分かりやすいようにひらがなと簡単な漢字を用いた文章が加えられている。

(4) 図

「體操畧解」のモデルは、成人男子が描かれている。けれども、第四十一図から第四十四図までは、よく見てみるとモデルの人物が異なっており、子どものように見える。明らかに、

この4図だけは、「樹中体操法図」や『体操図解』とは異なる原典から模写したものと思われる。しかも、この4図の体の輪郭、洋服の形、顔の表情等は『小学必携体操図解』の図とも異なっている。が、運動形態の表し方等は、前述の縄跳びの部分を除いては、『小学必携体操図解』とほぼ同一である。

結語

以上のことから、「體操畧解」はそのほとんどが『体操図解』（天野皎編）と類似しており、これが「樹中体操法図」を参考にしてつくられていることから、その運動形態は「樹中体操法図」の流れをくむところが大きいと思われる。しかし、「體操畧解」の44種類の体操のうち、最後の4種類は、田辺良輔の『新兵体術教練』及び『小学必携体操図解』の流れをくむ、フランス式の軍隊訓練を学校体操としてとり入れた体操である。しかし、軍隊式体操を学校体操用にとり入れたフランスの原書翻訳による『体操書』とは、かなり異なっている。

従って、「體操畧解」は、健康及び気晴らしを目的とした体操と、軍隊の基礎的身体訓練の一部として考案された比較的強度の技術と体力を要する体操の2つおりの性格を合わせ持つて考えられる。

このような体操図解を付加した教科書や入門書は『日本教科書大系』によると、明治10年代初頭にかけて各地でみられたようであり、『小学入門便覧』²⁹⁾等約10種類が紹介されている。この『小学入門読本附體操畧解』という教科書は、『福井県教育百年史』、『福井市宝永小学校百年史』、『福井市豊小学校百年史』の記述によれば、これらの小学校に導入されていたようである。そうであるとすれば、「體操畧解」が体操参考書として利用されていたことになる。また、同時に「體操畧解」に示されている用具も使用されていた可能性があるといえる。しかし、当時の福井県（敦賀県）教育界の状況をみると、この

ような体操を実施するための指導者や十分な設備や制度が整っておらず、また児童の就学率が明治13~14（1880~81）年でも50%前後であり³⁰⁾、そう高いとはいえないことから、県内にこの体操が広く普及したかどうかについては、まだ疑問が残るところである。

しかしながら、伊呂波図や単語図、九九の図と一緒に一冊の教科書中に体操図解が加えられたことは、知育のみに偏らず、体操への関心や必要性の認識が高まってきた現われであるとも考えられる。そして、京都で出版されたこの『小学入門読本附體操畧解』が福井県に持ちこまれたことは、福井県教育界もまた同様の状況であったことを示すものであろう。

本研究では、『小学入門読本附體操畧解』の体操の内容を明らかにし、その原典を検討し、さらに、福井県における本書の利用状況から、本書の歴史的位置づけの考察を試みた。今後は、本書の出版部数や実際の利用状況を明らかにし、全国的な利用状況や他県における利用状況を考慮しながら、本研究でとり上げなかった体操書とも比較・検討を行い、本書の歴史的役割を考察する必要があると思われる。さらに、上述の『日本教科書大系』で扱われている、体操図解を加えた他の出版物とも比較・検討し、同種の体操であるかどうかを明らかにする必要がある。

註及び引用・参考文献

- 1) 仏学者、林正十郎が慶應3（1867）年頃、フランスの原書「Ministère de la Guerre; Instruction pour l'enseignement de la gymnastique, 1847」（フランス陸軍省：体操教授のための教本）を翻訳したもので、フランス陸軍の「身体運動学書」に基づいた、器械体操としての木馬運動の紹介書である。（大久保英哲、近代日本体育史における林正十郎「木馬之書」（推定1867年）の意義、体育学研究 第38卷第3号、1993、157—173頁）
- 2) 明治元（1868）年12月、旗本松平伸の家塾の塾監であった田辺良輔が、フランス式操練の中で体術に着目して著したものである。「号令詞」を便宜的に用

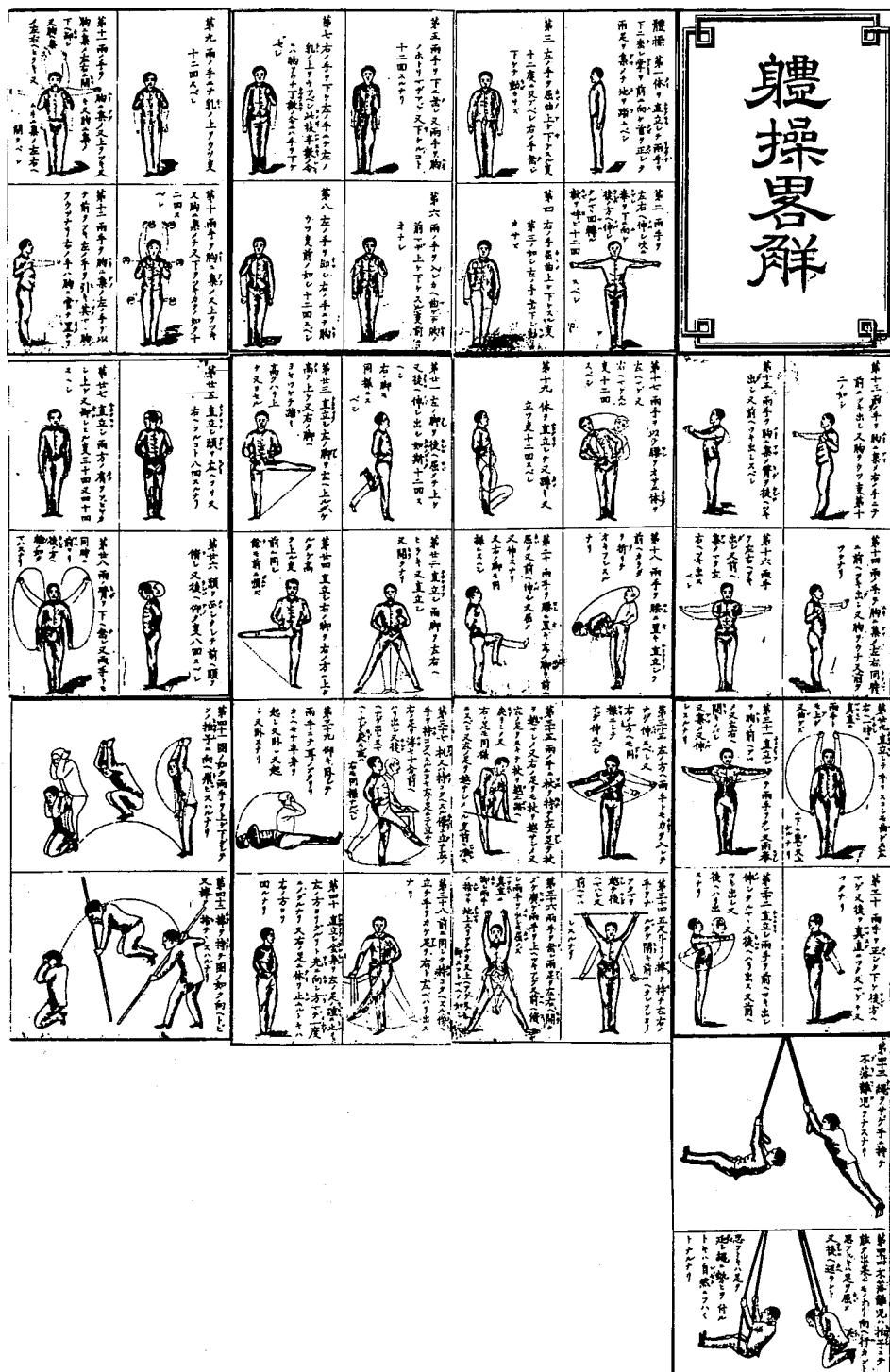


図11 『小学入門読本附體操畧解』「體操畧解」の部

- い、全編を第一教から第五教に分けて書いている。
徒手運動、歩法、器械運動等が含まれる。
(新修体育大辞典、今村嘉雄他編、不昧堂、1976, 715頁)
- 3) 明治7年刻の陸軍文庫『体操教範』である。フランス陸軍大尉エシュマン (Echeman) の口述を長坂昭徳少佐が筆記した陸軍最初の体操指導書である。
(木下秀明、体育・スポーツ書解題、不昧堂、1981, 334頁)
- 4) 南校は東京大学の前身で、湯島の大学本校の南にあったので南校と称した。安政2(1855)年、旧幕府の洋学所にはじまり、蕃書調所、洋書調所、開成所、開成学校、大学南校と推移して南校となった。南校では生徒運動所が置かれ、前に沼津兵学校附属小学校体操教員であった福島惟成、苅谷裕之ら四人を招き体操教員とした。また、各学科に9時から9時半まで体操時間が設けられ、外人教師、日本人教師によって体操指導が行われた。運動器械も設置され、晴の日は戸外で器械運動その他を、雨の日は室内で「樹中体操法図」を行った。(岸野雄三編、近代体育文献集成 第一期解説、日本図書センター、1982, 31頁)
- 5) 明治6年「改正小学教則」に示されている。
(能勢修一、明治体育史の研究——体操伝習所を中心として——、逍遙書院、1965, 16—17頁より抜粋)
- 6) この図の原典は、アメリカ人メースン (Samuel W. Mason) の「Manual of gymnastic exercises for school and families, 1871 (学校並びに家庭向きの体操便覧)」第五版である。全巻47ページである。体操図は原著にあげられていた32の体操の図をそのままの順序で配列したにすぎない。説明もない。(岸野雄三編、近代体育文献集成 第一期解説、日本図書センター、1982, 33頁)
- 7) 能勢修一、明治体育史の研究——体操伝習所を中心として——、逍遙書院、1965, 18—20頁
明治6(1873)年3月の「文部省雑誌」に「開成学校生徒養生法」が掲載されているとある。
- 8) 木下秀明、日本体育史研究序説、不昧堂、1871, 27—44頁
- 9) 木下秀明編、体育・スポーツ書解題、不昧堂、1981
- 10) 福井県教育史研究室編、福井県教育百年史第一巻「通史編(一)」、福井県教育委員会、1978
- 11) 福井市宝永小学校編、福井市宝永小学校百年史、宝永小学校百周年記念事業実行委員会、1988
- 12) 小林健壽郎編著、福井市豊小学校百年史、福井市豊小学校、1973
- 13) 海後宗臣編、日本教科書大系 近代編 第27巻、講談社、1967
- 14) 同上、733—734頁
- 15) 石附実編著、近代日本の学校文化誌、思文閣、1992, 105—109
佐藤秀夫、学校ことはじめ事典、小学館、1987, 144頁
生江義男他編、教科教育百年史、建帛社、1985, 230頁
生江義男他編、教科教育百年史 資料編、建帛社、1985, 47頁
- 16) 本田鼎介編纂、斎藤真男、山本居敬閲、明治9年10月12日発行
- 17) 大谷直郎、山口重勝共編、明治15年新刻官許
- 18) 福井市宝永小学校編、福井市宝永小学校百年史、宝永小学校百周年記念事業実行委員会、1988, 47, 72頁
- 19) 同上、54頁
「教賀県教育規則」第八級、「小学日課表」
- 20) 今村嘉雄、十九世紀に於ける日本体育の研究、不昧堂、1967, 834—840頁
- 21) ここで用いた「樹中体操法図」は、岸野雄三監修、近代体育文献集成 第八巻 体操I (袋入り 樹中体操法図)、日本図書センター、1982、である。
- 22) 『体操書』の中では、「一端太く一端細き木の棒の運動」と書かれている。バットの形に似ているようでもある。これを片手或いは両手に持って運動をする。(図9参照)
- 23) 木下秀明編、体育・スポーツ書解題、不昧堂、1981, 335頁
- 24) 城谷謙著、村上勘兵衛(京都)、明治9年2月発行の和綴り7丁の書である。色彩図で21種の体操があげられている。(木下秀明、体育・スポーツ書解題、不昧堂、1981, 336頁)
- 25) ここで用いた『体操図解』は、岸野雄三監修、近代体育文献集成 第八巻 体操I (体操図解)、日本図書センター、1982、である。
- 26) 木下秀明、体育・スポーツ書解題、不昧堂、1981, 336頁
- 27) ここで用いた『小学必携体操図解』は、岸野雄三監修、近代体育文献集成 第八巻 体操I (小学必携体操図解)、日本図書センター、1982、である。

- 28) 岸野雄三編, 近代体育文献集成 第一期解説, 日本国書センター, 1982, 34頁
- 29) 水渕良孝図解, 明治8年
(海後宗臣編, 日本教科書大系 近代編 第27巻, 講談社, 1967, 734頁より)
- 30) 文部省第八年報（明治13・14年）付録「石川県年報」, 「滋賀県年報」（明治9年から14年までは、福井県は石川・滋賀両県に分属していた）及び、文部省第九年報（明治14・15年）付録「福井県年報」によると、当時の就学率は、石川県47%, 滋賀県54%, 福井県57%であった。

付 記

野中由美子による本論考は、「福井県教育百年史」等に体操教科書として使用された旨の記述が見られるものの、これまで体育的には十分に検討されていなかった明治8年「体操略解」を分析して、そのルーツがどこにあるかを明らかにしたものである。元来はドイツ系の医療体操に端を発した徒手を中心とした体操と、フランス系の軍隊体操に由来する器具・器械を使用した体操を一部取り入れた混合形であることを実証した成果は大きい。

ところで、福井県は静岡藩学校、滋賀県水口藩学校、奈良県郡山藩学校等と並んで、学校体育が制度化される学制以前に体操や教練を実施した県として知られて

る。即ち、明治2年12月の福井藩学校規条2号には、小学校を上・中・下の3級に分け、教科として文学・習字・数学・理化学・剣術と並んで体操があげられている。さらにその実施分量についても、「毎月9度第3時より第4時迄体操のこと」と示されている。この体操実施規定は明治4年の改正によっても基本的には変わることがなかった。

周知のようにわが国の体操科は、学制に示された諸教科の中でも全く未知の教科であって、その実施には多くの困難が伴った。全国的な実施に漕ぎ付けたのは明治11年に文部省が体操伝習所を設置して、教科内容の選定と体操教員の養成に着手し、その成果が現われはじめめる明治10年代後半のことであった。

では、福井藩学校ではそれ以前に如何にしてこの体操実施が可能であったのか、さらにその成果は学制以後の体操科の実施にどのような影響を及ぼしたのか。これは福井県の近代体育史を考える上でぜひとも解明しなければならない重要な主題である。

野中由美子による本研究は、福井県の近代体育の始まりが幕末から明治初期の福井藩と幕府の関係、さらには軍制改革に絡んだ軍隊体操との関連をも視野に取り込んで研究する必要性があることを改めて示唆するものとなっていることを付言しておきたい。

（大久保英哲記）